

# 水道料金のしくみ

## 目次

1	水道料金について .....	P. 1
2	水道料金決定の考え方.....	P. 1
3	料金改定の要因 .....	P. 2
4	本市の水道料金 .....	P. 4

平成27年 1 月  
いわき市水道局

# 水道料金のしくみ

## 1 水道料金について

- 水道料金は、水道局が提供する給水サービスの対価として使用者から徴収するものであるが、地方自治法上の「使用料」に該当し、その額については市の議会の議決を必要とする条例で定めている。
- また、料金の決定（及び改定）にあたっては、水道法に基づき厚生労働大臣の認可（届出）が必要となる。

## 2 水道料金決定の考え方

### (1) 法律（地方公営企業法）

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

（地方公営企業法第 21 条第 2 項）

### (2) 多くの事業者が参考としているマニュアル（水道料金算定要領～日本水道協会）

#### ○ 原則

第一に、事業の能率的経営を前提とする原価が基礎となっていること。

第二に、総括原価（※）は、単に既存の水道施設を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価をも含むものであること。

※ 総括原価とは、原則として事業運営に必要なすべての費用（営業費用と資本費用）を原価に含めて料金を算定すること。

第三に、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は個別原価（※）に基づき算定されているものであること。

※ 個別原価とは、個々の利用者から徴収する料金がその利用者の受けるサービスの対価に見合ったものとなるような料金の設定をすること。

### (3) 国の指針（新水道ビジョン）

- 料金制度の最適化に関しては、水道事業者において、アセットマネジメント（資産管理）を活用した中長期的な事業計画を策定し、広域化や官民連携といった施策を積極的に導入することで事業の効率化を図るとともに、老朽化施設の更新や施設の耐震化を反映した適切な事業費用の把握と、将来の事業収入に即した料金体系の適正化を図ることが必要である。

### (4) その他（政策的な配慮）

- 水道料金は、基本的には個別原価主義に基づき設定されるものではあるが、一部政策的な配慮が加わっている。
- 料金体系は、基本料金と従量料金で構成される「二部料金制」、用途別や口径別の区分、使用量が多いほど単価が高くなる「逦増型」などの組み合わせにより設定されており、その組み合わせ方によって、理論的というよりも、社会政策的、産業政策的な配慮がなされているものである。

## 3 料金改定の要因

### (1) 本市の過去の改定理由（平成 19 年 4 月 1 日改定）

#### ア 料金収入の減少

水需要の減少傾向が今後も続くものと見込まれることから、安定経営を続けていくために必要な水道料金収入の確保が困難であること。

#### イ 資本的収支の悪化（資金不足額の発生）

資本的収支において平成 19 年度に内部留保資金が底をつき、資金不足が生じる見込みであり、平成 22 年度までの 4 年では企業債の発行総額約 46 億円を加えても約 30 億円の資金不足となる見込みであること。

#### ウ 水道施設の整備等の必要性

非常時に備えた水道施設の整備等、維持管理を重視した施策や水道水源・水質保全対策を長期的・計画的に実施していく必要があること。

#### エ 企業債償還元金の増大

過去に発行した企業債に係る償還が利息中心から元金中心に変わり、償還元金が年間約 20 億円とここ 6 年間（対平成 12 年度比較）で倍増し、資本的収支において資金不足をきたす大きな要因となっていること。

#### オ 企業債残高の増大

年間水道料金収入の 5 倍に相当する約 420 億円の企業債（借入金）残高を抱えており、健全な経営状態で後世代に引き継げる水道事業とするためには、企業債残高を計画的に減らし、経営基盤を強化する必要があること。

## (2) 他市の改定等の理由

<丸亀市水道事業運営審議会答申 平成 25 年 10 月 3 日>

### ア 供給単価と給水原価の逆転

平成 23 年度から 1 m<sup>3</sup>当たりの給水原価が供給単価を上回る状態に陥っている。今後、給水人口の減少も予測されていることからこのような状況が続く見通しである。

### イ 収益的収支の悪化

収入の大部分を占める給水収益は減少傾向にあり、今後は単年度赤字が続く見通しである。

### ウ 内部留保資金の減少

平成 24 年度以降は内部留保資金が減少に転じ、平成 32 年度には底をつく見通しである。

### エ 企業債残高の増大

企業債残高は、すでに単年度における給水収益の約 4.4 倍に達しており、これ以上の増加は、償還金や支払利息の増加を招き、そのコストが経営を圧迫することとなる。

<出雲市水道料金等審議会 答申 平成 22 年 6 月 15 日>

- 現在の水道事業計画や簡易水道事業統合計画の内容を盛り込み、人口の将来推計等を加味して検討した今後の財政収支見通しによると、水道料金を現行のまま据え置いた場合、給水原価が供給単価を上回り、収益的収支は平成 23 年度からマイナスとなり、その後も、赤字額は年度を追うごとに多くなる見込みである。

<広島市中期経営計画（H26～H29） 平成 26 年 3 月>

- 計画最終年度の平成 29 年度末で、41 億円の資金残高が見込まれるため、計画期間中は現行水道料金を維持する。

## 4 本市の水道料金

(1) 現行の水道料金(平成 19 年 4 月改定〔改定率 9.82%〕、平成 26 年 4 月消費税分改定)

**【計算式】 水道料金 = 基本料金 + 水量料金**

表 1 水道料金表

(税込)

基本料金		水量料金	
メーター口径	1 か月につき	区分	1 m <sup>3</sup> につき
13 mm	1,166.40 円	1 m <sup>3</sup> から 10m <sup>3</sup> まで	81.00 円
20	2,332.80	11m <sup>3</sup> から 20m <sup>3</sup> まで	168.48
25	4,320.00	21m <sup>3</sup> から 50m <sup>3</sup> まで	209.52
30	8,208.00	51m <sup>3</sup> から 100m <sup>3</sup> まで	234.36
40	12,744.00	101m <sup>3</sup> 以上	255.96
50	23,328.00		
75	62,640.00		
100	124,200.00		
150	346,680.00		
200	461,160.00		

**逓増料金制**  
 たくさん使えば使うほど、料金単価は高くなる。  
 ↓  
 ・節水の促進  
 ・生活用水は安く

(2) 口径別使用割合 (平成 25 年度)

本市においては、メーター口径 13mm、20mm の主に一般家庭用の小口径の給水件数が全体の 9 割以上を占めている。

また、同様に小口径の有収水量(※)が全体の 7 割以上を占めている。

※ 有収水量 = 料金徴収の対象となった水量。

表 2 本市の口径別給水件数割合 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

メーター口径	件数 (件)	割合 (%)
13 mm	116,227	82.2
20	20,999	14.9
25~50	3,910	2.8
75~200	189	0.1
合計	141,325	100.0

表 3 本市の口径別有収水量割合 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

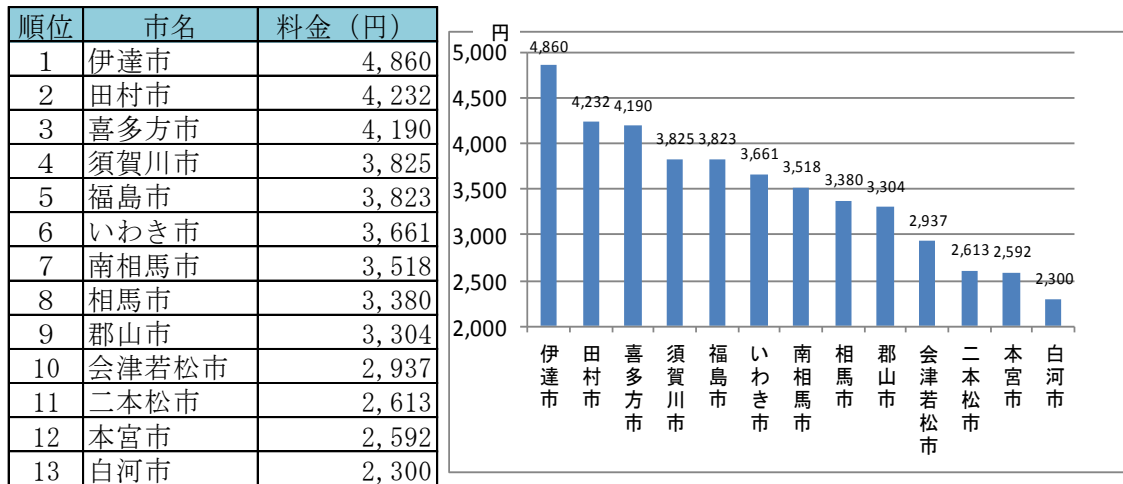
メーター口径	有収水量 (m <sup>3</sup> )	割合 (%)
13 mm	21,833,700	57.4
20	5,737,938	15.1
25~50	6,839,088	18.0
75~200	3,626,002	9.5
合計	38,036,728	100.0

### (3) 他市等との水道料金比較

#### ア 福島県内 13 市の水道料金比較（平成 26 年 4 月 1 日現在）

メーター口径 13 mm、1 か月の使用水量 20 m<sup>3</sup>として、県内 13 市の水道料金を比較すると、本市は高い方から 6 番目となっている。

表 4 県内 13 市の水道料金比較（メーター口径 13 mm、1 か月の使用水量 20 m<sup>3</sup>）



※ 税込。

※ いわき市を除いた県内 12 市の平均は 3,465 円。

#### イ（参考）福島県・東北 6 県・全国平均との比較（平成 26 年 4 月 1 日現在）

メーター口径 13 mm、1 か月の使用水量 20 m<sup>3</sup>として、福島県全市町村・東北 6 県全市町村・全国全市町村平均の水道料金と比較すると次のとおり。

表 5 各平均との水道料金比較（メーター口径 13 mm、1 か月の使用水量 20 m<sup>3</sup>）

順位	区分	料金（円）
1	東北 6 県全市町村平均	3,999
2	福島県全市町村平均	3,679
3	いわき市	3,661
4	全国全市町村平均	3,196

#### (4) 水道料金に差が現れる要因

- 水道事業は、水道料金で必要な経費をまかなう独立採算で経営しており、次のような要因により、各事業体の水道料金に差が現れる。
  - ・水源の種類
  - ・水質の状況
  - ・地形（起伏の有無）
  - ・地理的要因
  - ・人口密度
  - ・施設拡張、更新の必要性
- 本市の場合、給水区域が広大で起伏に富む地勢であり、市街地が分散していることなどから、水道施設を多く必要とする一方で、人口密度が低いため、収益性が上がらないなどの課題がある。

⇒ 大都市や他の市町村と比較して料金水準が高くなってしまう。